

**改正**

平成29年 5月26日告示第263号

平成30年 3月29日告示第124号

平成30年 8月 1日告示第379号

平成30年 9月28日告示第460号

令和元年 8月29日告示第139号

盛岡市介護予防相当サービス実施要綱

(目的)

**第1** この告示は、介護予防相当サービスの実施により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の介護予防に資することを目的とする。

(定義)

**第2** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する福祉サービスをいう。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する福祉サービスをいう。
- (3) 介護予防相当サービス 介護予防通所介護相当サービス及び介護予防訪問介護相当サービスをいう。
- (4) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。

(対象者)

**第3** この告示による介護予防相当サービスの対象者（以下「対象者」という。）は、市が行う介護保険の被保険者（法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。）のうち、居宅要支援被保険者等であつて、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援（以下「介護予防支援」という。）又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）において、介護予防相当サービスの提供が必要と認められたものとする。

(利用方法)

**第4** 介護予防相当サービスを受けようとする対象者は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）と介護予防相当サービスの利用契約を締結しなければな

らない。

(第1号事業支給費の支給)

**第5** 市長は、対象者が介護予防相当サービスを受けたときは、第1号事業支給費を支給する。

(支給額)

**第6** 第1号事業支給費の額は、第7の規定により算定した介護予防相当サービスに要する費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 介護予防相当サービスを受けた対象者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2第1項の規定により算定した当該対象者の所得の額が同条第2項に定める額以上である場合(同条第3項各号に掲げる場合及び次項に規定する場合を除く。)における当該対象者が受ける第1号事業支給費の額についての前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 介護予防相当サービスを受けた対象者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令第29条の2第4項の規定により算定した当該対象者の所得の額が同条第5項に定める額以上である場合(同条第6項各号に掲げる場合を除く。)における当該対象者が受ける第1号事業支給費の額についての第1項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 市長が、災害その他特別の事情があることにより、介護予防相当サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた対象者が受ける第1号事業支給費について前3項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とし、第2項中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とし、前項中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする。

(第1号事業に要する費用の額)

**第7** 介護予防相当サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に1単位あたり10円を乗じて得た額とする。

(支給方法)

**第8** 第1号事業支給費の支給は、第6の規定により算定した額をサービスを行った事業者に支払うことにより行うものとする。

(利用者負担額の支払)

**第9** 対象者は、介護予防相当サービスを受けたときは、第7の介護予防相当サービスに要する費用の額から当該介護予防相当サービスについて支給される第1号事業支給費の額を控除した額(以下「利用者負担額」という。)を介護予防相当サービスの利用契約を締結した指定事業者を支払わなければならない。

(給付管理)

**第10** 対象者のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1号に該当するものが受ける介護予防相当サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）について算定される各月ごとの単位数の合計は、当該対象者が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。以下「限度額基準」という。）第2号イ又はロに掲げる要支援状態区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる単位数を超えることができない。

2 対象者のうち介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当するものが受ける介護予防相当サービスについて算定される各月ごとの単位数の合計は、限度額基準第2号イに掲げる単位数を超えることができない。ただし、当該単位数を超えてサービスを受けることが必要であると市長が認めた対象者については、同号ロに掲げる単位数を上限とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業等）

**第11** 市長は、介護予防相当サービスを受けた者が支払う利用者負担額が家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関し必要な事項については、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の例による。

（不正利得の返還等）

**第12** 市長は、偽りその他不正な行為により、対象者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該第1号事業支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

**第13** この告示に定めるもののほか、介護予防相当サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### **制定文 抄**

平成29年4月1日から施行する。

#### **改正文（平成29年告示第263号抄）**

平成29年6月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表第2号の規定は、同日以後に提供された介護予防通所介護相当サービスの費用について適用し、同日前に提供された介護予防通所介護相当サービスの費用については、なお従前の例による。

#### **改正文（平成30年告示第124号抄）**

平成30年4月1日から施行する。

**改正文**（平成30年告示第379号抄）

改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱第6第2項から第4項までの規定は、この告示の施行の日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

**改正文**（平成30年告示第460号抄）

平成30年10月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱別表第1号の表備考の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

**改正文**（令和元年告示第139号抄）

令和元年10月1日から施行する。この場合において、改正後の盛岡市介護予防相当サービス実施要綱の規定は、同日以後に提供された介護予防相当サービスについて適用し、同日前に提供された介護予防相当サービスについては、なお従前の例による。

**別表**（第7関係）

（1） 介護予防訪問介護相当サービスの費用

区分	サービスを受けた回数	単位数
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより1週に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき4回以内の場合	1回につき 267単位
	1月につき4回を超える場合	1月につき 1,172単位
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき8回以内の場合	1回につき 271単位
	1月につき8回を超える場合	1月につき 2,342単位
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより1週に2回程度を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要であるとされた者	1月につき12回以内の場合	1回につき 286単位
	1月につき12回を超える場合	1月につき 3,715単位

備考 この表に定めるもののほか、介護予防相当サービスの費用の算定について必要な事項については、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙地域支援事業実施要綱別添1に定めるところによる（次号の表において同じ）。

(2) 介護予防通所介護相当サービスの費用

区分		サービスを受けた回数	単位数
居宅要支援 被保険者	要介護認定等に係る介護認定 審査会による審査及び判定の 基準等に関する省令（平成11 年厚生省令第58号）第2条第 1項第1号に規定する要支援 1である者	1月につき4回以内の場合	1回につき 380単位
		1月につき4回を超える場合	1月につき 1,655単位
	要介護認定等に係る介護認定 審査会による審査及び判定の 基準等に関する省令第2条第 1項第2号に規定する要支援 2である者	1月につき8回以内の場合	1回につき 391単位
		1月につき8回を超える場合	1月につき 3,393単位
居宅要支援 被保険者以 外の者	介護予防ケアマネジメントに おいて、1週に1回程度の介 護予防通所介護相当サービスの 提供が必要であるとされた 者	1月につき4回以内の場合	1回につき 380単位
		1月につき4回を超える場合	1月につき 1,655単位
	介護予防ケアマネジメントに おいて、1週に2回程度又は それを超える程度の介護予防 通所介護相当サービスの提供 が必要であるとされた者	1月につき8回以内の場合	1回につき 391単位
		1月につき8回を超える場合	1月につき 3,393単位

備考 この表において「居宅要支援被保険者」とは、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。